



毎日、発明する会社

第26回定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年7月23日(木曜日)午前10時
(受付開始時刻 午前9時30分)

開催場所 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷マークシティ内
渋谷エクセルホテル東急6階
プラネッツルーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

決議ご通知の開示方法について

本総会に関する決議ご通知につきましては、当社ウェブサイトにてご報告申し上げます。株主の皆様にはご不便かと存じますが、書面での送付は行いませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

▼
当社ウェブサイト(アドレス <https://freebit.com/>)

株主総会にご出席の株主様へのお土産は、控えさせていただいております。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォンからでも招集ご通知がご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/3843/>



フリービット株式会社

株主各位

証券コード 3843
2026年7月8日
(電子提供措置開始日) 2026年7月1日

東京都渋谷区円山町3番6号
フリービット株式会社
代表取締役社長 石 田 宏 樹

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（10頁から51頁まで）をご検討のうえ、**可能な限り議決権の事前行使**をお願い申し上げます。

本総会の招集に関しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://freebit.com/>



（上記ウェブサイトアクセスしていただき、「IR」「IRライブラリ」「株主総会・株主様向け事業説明会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フリービット」または「コード」に当社証券コード「3843」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬 具

記

1. **日時** 2026年7月23日（木曜日）午前10時
2. **場所** 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号 渋谷マークシティ内
渋谷エクセルホテル東急6階 プラネッツルーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. **目的事項**
 - 報告事項**
 1. 第26期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）計算書類の内容報告の件
 - ※ 報告事項の取り扱いについては、後記の「第26回定時株主総会継続会の開催について」をご高覧ください。
 - 決議事項**
 - 第1号議案 取締役7名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件
 - 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください（定款第16条の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主1名に限られます。）。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてさせていただきます。また、パソコン・スマートフォン・タブレットで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効なものとしてさせていただきます。
- 本総会の様子は、インターネットによるライブ中継でもご覧いただくことができます。ご視聴方法は7頁から9頁をご覧ください。
- 株主様へのお土産をご用意しないこととさせていただきます。

第26回定時株主総会継続会の開催について

当社は、本総会の目的事項のうち、報告事項「第26期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第26期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）計算書類の内容報告の件」（以下あわせて「本報告事項」といいます。）に関しまして、本総会において株主の皆様にご報告する予定でございました。

しかしながら、当社は、2026年5月21日付「特別調査委員会設置のお知らせ」及び6月12日付「2026年4月期決算発表の延期に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社が2025年9月29日付で発表しました株式会社CountUpの株式取得に関連する事項について、当該事項の妥当性及び当社の意思決定プロセスの適切性を検証するため、特別調査委員会に対し調査を委嘱しており、当該調査及び会計監査人による監査手続等に相応の時間を要する見込みであることから、2026年4月期の決算関連手続に遅れが生じています。

そのため、本総会の招集ご通知に添付すべき第26期に関する事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人の監査報告及び監査役会の監査報告書をご提供できず、本総会において本報告事項をご報告できない状況となりました。

つきましては、当社は、決算関連手続の完了次第、速やかに本総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会で本報告事項をご報告させていただくとともに、本継続会の日時及び場所の決定を取締役に一任願うこと（以下「本提案」といいます。）に関しまして、本総会において株主の皆様にお諮りする予定でございます。本総会において本提案をご承認いただきましたら、当社は、本継続会の開催ご通知を株主の皆様へ別途ご送付し、本継続会を開催させていただく所存でございます。

なお、本継続会は本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

株主の皆様にはご心配をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。

以 上

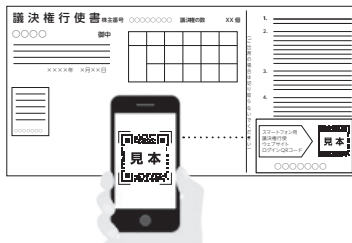
インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインID及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1

お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・パスワードを入力する方法

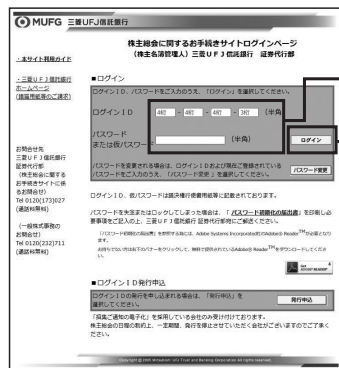
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

1

議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2

議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使について、ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話：0120-173-027
（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

【機関投資家の皆様へ】

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

議決権の行使方法のご案内

株主様向けライブ配信・事前質問方法のご案内

本總會につきましては、ご出席を見合わせていただいた株主様をご自宅でも株主總會の様様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信（中継）を実施いたします。

また、ライブ配信を行うウェブサイトにおいて、事前質問をお受けしていますので、是非ご利用ください。

※ライブ配信及び事前質問をご利用いただく場合は、9頁の注意事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時

2026年7月23日（木曜日）午前10時から

2. アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/freebit26>



<必要事項> 株主番号
郵便番号
保有議決権数

- ① 上記のURLを入力いただくか、二次元コードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。
- ② 接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「議決権個数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※ 議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「議決権個数」を、必ずお手許にお控えください。

※ ご不明点に関しては、下記URLよりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.app/faq>

3. 事前質問方法

接続先：
https://web.sharely.app/e/freebit26/pre_question



<必要事項> 株主番号
郵便番号
保有議決権数

- ① 上記のURLをご入力いただくか、二次元コードを読み込み、事前質問回答ページにアクセスしてください。
- ② 接続されましたら、お手元の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「議決権個数」を、画面表示に従って入力しログインしていただき、報告事項及び決議事項に関する質問内容をご送信ください。

【事前受付締め切り】 2026年7月21日（火曜日）午後7時

※受付期間終了後に送られたご質問にはお答えできかねます。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

議決権の行使方法のご案内

注意事項

- 当日のライブ配信により、株主総会の模様をご視聴できますが、ご質問及び決議にご参加いただくことはできません。株主の皆様におかれましては、インターネットによる事前質問、議決権の行使につきましては書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願いいたします。議決権行使は、株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年7月22日（水曜日）午後7時まで**に行使いただきますようお願い申し上げます。
- 事前質問フォームから動議の提出はできません。動議を提出する可能性がある株主様は、本総会会場へ直接ご出席ください。
- 当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害が発生する可能性がございます。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信用料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- 本総会当日のライブ配信は会場後方より行いますが株主様のお顔は映らないよう配慮いたしますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。
<https://sharely.app/faq>
- 当日は、以下電話番号、受付時間にて接続方法や視聴方法についてお問い合わせいただけます。
なお、株主総会の議案に対するご質問や、その他株主総会の内容に関するご意見及びご質問にはお答えできません。あらかじめご了承ください。
電話番号：03-6683-7661
受付時間：2026年7月23日（木曜日）午前9時30分から株主総会終了まで

第1号議案 取締役7名選任の件

本定時総会終結の時をもって取締役全員（7名）は、任期満了となります。つきましては、取締役全員（7名）は、本総会の休会の時（2026年7月23日の審議終了時）をもって任期満了により退任するものとし、その後任として取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の就任時期は、本総会の休会の時（2026年7月23日の審議終了時）とします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	いし だ あつ き 石 田 宏 樹	代表取締役社長	再任
2	し みず たかし 清 水 高	取締役副社長	再任
3	しば た たくみ 柴 田 巧	常務取締役	再任
4	わ だ いく こ 和 田 育 子	取締役	再任
5	こめ や のぶ ひこ 米 谷 信 彦	社外取締役	再任 社外 独立
6	たけ だ せい じ 竹 田 青 滋	社外取締役	再任 社外 独立
7	ど き ひで あき 土 岐 英 秋	社外取締役	再任 社外 独立

株主総会参考書類

候補者番号

1

いし だ あつ き
石 田 宏 樹

(1972年6月18日生)
満54歳

再任



所有する当社株式の数

3,653,381株

取締役会への出席状況

18回/18回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

2000年 5月 当社設立、代表取締役社長CEO
2004年 7月 当社代表取締役会長CEO
2005年 7月 当社代表取締役社長CEO
2015年 1月 フリービットモバイル(株)代表取締役社長CEO
2015年 2月 当社代表取締役会長
2015年 4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)取締役CIO兼CSO
2016年 4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)常務取締役CIO兼CSO
2020年 5月 当社代表取締役社長 (現任)
2020年 5月 当社執行役員 (現任)
2021年 6月 ぴあ(株)社外取締役
2021年10月 (株)ドリーム・トレイン・インターネット取締役会長
2021年10月 トーンライフスタイル(株)代表取締役社長
2022年 6月 (株)CountUp代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)CountUp代表取締役社長

取締役候補者とした理由

石田宏樹氏は、2000年5月の当社設立以来、創業経営者の一人として当社グループを現在の規模にまで発展させてきました。また、日本最大規模のデータシステムの技術的統括に携わるなど、技術的な経験と知見も有しております。当社グループの拡大に不可欠なICTに関する造詣が深いことに加え、既存概念に左右されない経営者視点と実行力を兼ね備えており、AI・ブロックチェーン等の先端技術の事業化を担い、当社グループの拡大に努めています。当社は、当社グループのさらなる発展のために、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

しみず
清水

たかし
高

(1974年2月26日生)
満52歳

再任



所有する当社株式の数

145,281株

取締役会への出席状況

18回/18回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

- 2000年 5月 当社設立、取締役
- 2005年 8月 当社財務経理部ジェネラルマネージャー
- 2010年 7月 当社グループ経営管理本部長兼財務経理部ジェネラルマネージャー
- 2011年10月 当社執行役員 (現任)
- 2015年 3月 トーンモバイル(株)社外取締役
- 2015年 4月 フリービットインベストメント(株)代表取締役社長 (現任)
- 2015年 4月 フリービットスマートワークス(株)代表取締役社長 (現任)
- 2015年 7月 当社取締役副社長 (現任)
- 2016年 7月 (株)ベッコアメ・インターネット代表取締役社長 (現任)
- 2016年 9月 (株)EPARKヘルスケア (現 (株)くすりの窓口) 取締役
- 2018年 9月 (株)アルク取締役
- 2020年 7月 当社管理本部長 (現任)
- 2020年 7月 (株)フルスピード取締役
- 2020年10月 (株)ドリーム・トレイン・インターネット監査役
- 2021年 5月 (株)ドリーム・トレイン・インターネット代表取締役社長
- 2023年 6月 (株)ギガプライズ監査役
- 2024年 7月 (株)ギガプライズ取締役 (現任)
- 2025年 7月 (株)ドリーム・トレイン・インターネット取締役会長 (現任)
- 2025年 7月 (株)LERZ代表取締役 (現任)

重要な兼職の状況

- (株)ドリーム・トレイン・インターネット取締役会長
- (株)ギガプライズ取締役
- (株)LERZ代表取締役

取締役候補者とした理由

清水高氏は、当社の創業者の一人として技術部門、管理部門、営業部門の責任者を歴任し、その過程で培った知見を活かしてグループ各社の経営にも参画し、当社グループの発展に貢献してきました。また、当社の子会社の経営に携わり、スタートアップ企業投資を担当するなど、今後の当社グループの拡大に不可欠な新規事業開拓に努めています。

当社は、当社グループのさらなる発展のために、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。

株主総会参考書類

候補者番号

3

しば た
柴 田

たくみ
巧

(1981年5月30日生)
満45歳

再任



所有する当社株式の数

6,500株

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

取締役候補者とした理由

柴田巧氏は、通信業界における長年の経験があり、通信システムの研究開発、試験研究及び新規事業開発に携わる一方、経営者としての豊富な経験と実績も有しており、その中で培われた知見に基づく実践的な視点で、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けた貢献が期待されることから、引き続き、同氏を取締役として選任をお願いするものです。

略歴、当社における地位、担当

2005年 4月 西日本電信電話(株) (現NTT西日本 (株)) 入社
2015年 8月 Dimention Data plc Communication BU Practice Manager
2016年10月 西日本電信電話(株) (現NTT西日本 (株)) ビジネスデザイン部担当課長
2019年 4月 (株)ジャパン・インフラ・ウェイマーク代表取締役社長
2024年 7月 当社入社
2024年 7月 当社執行役員 (現任)
2024年 7月 (株)ギガプライズ取締役
2025年 6月 (株)ギガプライズ取締役副社長 (現任)
2025年 7月 (株)ドリーム・トレイン・インターネット代表取締役社長 (現任)
2025年 7月 当社常務取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)ギガプライズ取締役副社長
(株)ドリーム・トレイン・インターネット代表取締役社長

候補者番号

4

わ だ いく こ
和 田 育 子

(1971年7月17日生)
満54歳

再任



略歴、当社における地位、担当

1994年 4月 (株)キンレイ入社
 2004年 6月 (株)アクアクララ入社
 2008年10月 (株)フラクタリスト (現ユナイテッド(株)) 入社
 2012年 5月 当社入社
 2014年 7月 当社グループ経営管理本部長
 2016年 5月 当社執行役員 (現任)
 2018年 9月 (株)アルク取締役
 2020年 6月 (株)ギガプライズ取締役
 2020年 6月 (株)フリービットEPARKヘルスケア (現 (株)くすりの窓口) 取締役
 2020年 7月 当社グループ経営企画本部長 (現任)
 2020年 7月 (株)フルスピード取締役 (現任)
 2020年 7月 当社取締役 (現任)
 2023年11月 (株)メディア工房社外取締役 (現任)
 2024年 6月 (株)MS-Japan社外取締役 (現任)
 2024年 7月 (株)ギガプライズ監査役 (現任)

所有する当社株式の数

23,075株

取締役会への出席状況

18回/18回 (100%)

重要な兼職の状況

(株)フルスピード取締役
 (株)ギガプライズ監査役
 (株)メディア工房 [証券コード：3815] 社外取締役
 (株)MS-Japan [証券コード：6539] 社外取締役

取締役候補者とした理由

和田育子氏は、当社にて経営企画部門、IR部門、人事部門、法務部門、財務経理部門の責任者を歴任し、情報管理体制の強化、人材育成及び事業戦略を推進しており、その過程で培った知見を活かしてグループ各社の経営にも参画し、当社グループの発展に努めています。

当社は、当社グループのさらなる発展のために、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。

株主総会参考書類

候補者番号

5

こめ や のぶ ひこ
米 谷 信 彦

(1955年9月20日生)
満70歳

再任

社外

独立



略歴、当社における地位、担当

1981年 4月 アルプス電気(株) (現 アルプスアルパイン(株)) 入社
2000年 3月 ALPS ELECTRIC (UK) LIMITED 取締役社長
2004年 6月 アルプス電気(株) (現 アルプスアルパイン(株)) 取締役
2009年 6月 同社常務取締役 MMP事業本部・資材担当
2012年 6月 同社専務取締役 管理本部長
2015年 6月 アルパイン(株) (現 アルプスアルパイン(株)) 専務取締役
2016年 6月 同社代表取締役社長
2019年 1月 アルプスアルパイン(株)代表取締役副社長執行役員
2023年 7月 当社取締役 (現任)

所有する当社株式の数

1,917株

取締役会への出席状況

18回/18回 (100%)

重要な兼職の状況

該当はありません

社外取締役候補者とした理由 及び期待される役割の概要

米谷信彦氏は、経営者として豊富なマネジメント及び国際経験とEVや自動運転分野等新規事業の知見を有し、2016年からアルパイン(株) (現 アルプスアルパイン(株)) の代表取締役社長として、組織改革や新規事業の創出など事業基盤の強化にリーダーシップを発揮してきました。その企業家としての知見を活かし、当社経営陣に提言や助言を行い、経営監督機能を果たしております。

当社は、当社グループのさらなる発展のために、これらの知見・経験に基づき、独立した立場から当社グループの経営を監督・助言等いただきたいため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号
6

たけ だ せい じ
竹 田 青 滋

(1960年4月16日生)
満66歳

再任

社外

独立



略歴、当社における地位、担当

1984年 4月 (株)毎日放送入社 報道局
1991年 6月 同社テレビ営業局
1999年 4月 同社東京支社テレビ編成部
2010年 4月 同社東京支社テレビ制作部
2015年 6月 同社大阪本社編成局長
2017年 6月 同社コンテンツビジネス局長
2019年 6月 (株)GAORA常務取締役
2021年 6月 (株)GAORA代表取締役社長
2023年 7月 当社取締役 (現任)

所有する当社株式の数

190株

取締役会への出席状況

18回/18回 (100%)

重要な兼職の状況

該当はありません

社外取締役候補者とした理由
及び期待される役割の概要

竹田青滋氏は、放送業界でのプロデューサー、経営者として豊富なマネジメントの経験と知見を有し、様々な番組の制作にリーダーシップを発揮してきました。その企業家としての知見を活かし、当社経営陣に提言や助言を行い、経営監督機能を果たしております。

当社は、当社グループのさらなる発展のために、これらの知見・経験に基づき、独立した立場から当社グループの経営を監督・助言等いただきたいため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものです。

株主総会参考書類

候補者番号

7

ど き ひで あき
土 岐 英 秋

(1962年12月30日生)
満63歳

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

299株

取締役会への出席状況

18回/18回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1988年 4月 インテル(株)入社
2009年12月 同社技術本部統括技術部長
2010年 6月 同社技術本部副本部長
2011年 6月 同社技術本部本部長
2012年 6月 同社執行役員
2017年10月 同社アジア太平洋地域統括 技術推進本部・技術本部ディレクター・本部長
2017年11月 同社技術本部執行役員常務
2021年 4月 同社第2技術本部執行役員常務
2023年 7月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

該当はありません

社外取締役候補者とした理由 及び期待される役割の概要

土岐英秋氏は、インテル(株)の技術本部にて、製品技術のサポート、DXにおけるAI化での技術課題解決等を行い、執行役員常務として豊富なマネジメントの経験と知見を有しております。その知見を活かし、当社経営陣に提言や助言を行い、経営監督機能を果たしております。

当社は、当社グループのさらなる発展のために、これらの知見・経験に基づき、独立した立場から当社グループの経営を監督・助言等いただきたいため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 石田宏樹氏は、株式会社CountUpの代表取締役社長を兼任しており、当社と社との間には、業務委託契約の取引がありますがその取引額は僅少であります。その他の各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 米谷信彦氏、竹田青滋氏及び土岐英秋氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。取締役としての再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
3. 社外取締役候補者であります米谷信彦氏、竹田青滋氏及び土岐英秋氏は、現に当社の社外取締役であり、それぞれの社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって米谷信彦氏は3年、竹田青滋氏は3年、土岐英秋氏は3年となります。
4. 社外取締役候補者であります米谷信彦氏、竹田青滋氏及び土岐英秋氏は、現に当社の社外取締役であり、当社は各氏との間で会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を上限とする責任限定契約を締結しています。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 「所有する当社株式の数」には、2026年4月30日現在の役員持株会における持分を含めた実質的株式数を記載しております。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を補填することとしております。ただし被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても補填されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、2027年4月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

独立役員の選任基準

- ① 当社グループの業務執行者（業務執行者でない取締役、監査役等を含む）ではないこと
- ② 当社グループを主要な取引先とする者又は当社グループの主要な取引先ではないこと
- ③ 当社グループの主要借入先ではないこと
- ④ 当社グループから、役員報酬以外に法律、財務、税務等に関する専門的なサービスに対する対価として多額の金銭その他の財産を得ていないこと
- ⑤ 当社グループの会計監査人又は会計参与である公認会計士ではないこと
- ⑥ 当社グループから多額の寄付を受け取っていないこと
- ⑦ 当社グループが主要株主又は当社グループの主要株主ではないこと
- ⑧ 当社グループと株式の持合い関係がないこと
- ⑨ 当社グループと役員の相互派遣関係がないこと
- ⑩ 上記②から⑨が法人等の団体である場合は当該団体に所属する者ではないこと
- ⑪ 上記①から⑨の近親者（配偶者又は二親等内の親族）ではないこと
- ⑫ 上記④及び⑥の金額は1千万円超とする

第2号議案 監査役2名選任の件

本定時総会終結の時をもって監査役篠秀一氏は任期満了となります。つきましては、監査役篠秀一氏は、本総会の休会の時（2026年7月23日の審議終了時）をもって任期満了により退任するものとし、その後任として監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者の就任時期は、本総会の休会の時（2026年7月23日の審議終了時）とします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	しの 篠 秀 一 しゅう いち	常勤監査役	再任
2	の 野 ざき 崎 ゆ き こ 由紀子		新任 社外 独立

候補者番号

1

しの
篠

しゅう
秀

いち
一

(1949年12月1日生)
満76歳

再任



所有する当社株式の数

17,592株

取締役会への出席状況

18回/18回 (100%)

監査役会への出席状況

13回/13回 (100%)

略歴、当社における地位

1973年 4月 山一証券(株)入社
 1993年 5月 同社大阪証券引受部長
 1998年 4月 積水化学工業(株)法務担当部長
 2008年 3月 同社コーポレートコミュニケーション部長
 2010年 6月 同社常勤監査役
 2010年 6月 積水樹脂(株)社外監査役
 2010年 6月 (株)積水工機製作所社外監査役
 2010年 6月 アルメタックス(株)社外監査役
 2014年 6月 積水化学工業(株)顧問
 2014年 6月 セキスイ保険サービス(株)監査役
 2015年 6月 (株)ギガプライズ社外取締役
 2016年 6月 黒田電気(株)社外取締役
 2018年 7月 当社常勤監査役 (現任)

重要な兼職の状況

該当はありません

監査役候補者とした理由

篠秀一氏は、金融業界での業務経験と樹脂加工メーカーにおける監査役としての豊富な経験と知識を有しており、また、同氏のこれまで培ってきた豊富なビジネス経験と企業監査に関する高い見識を活かし、当社の監査を行っていただきたいため引き続き、監査役として選任をお願いするものです。

株主総会参考書類

候補者番号

2

の 野 ざき 崎 ゆ き こ
由紀子

(1977年1月7日生)
満49歳

新任

社外

独立



略歴、当社における地位

1999年 4月 東急観光(株) (現 東武トップツアーズ(株)) 入社
2007年12月 あずさ監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所
2012年 1月 新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所
2018年 3月 野崎由紀子公認会計士事務所 所長 (現任)
2020年 3月 Rapyuta Robotics(株) 常勤監査役 (現任)
2021年 6月 (株)ヤマコー 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

Rapyuta Robotics(株) 常勤監査役
(株)ヤマコー 社外取締役

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

一回 (一%)

監査役会への出席状況

一回 (一%)

社外監査役候補者とした理由

野崎由紀子氏は、公認会計士として豊富な経験と知識を有しており、その経験を通じて培われた見識等を活かし、当社の監査を行っていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏は、これまでに監査役を務められた実績を有しており、企業の監査業務に十分な見識を有しておられることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 野崎由紀子氏は、社外監査役候補者であります。なお、社外監査役としての選任が承認された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定しております。
3. 監査役候補者であります篠秀一氏は、現に当社の監査役であり、当社は同氏との間で会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を上限とする責任限定契約を締結しています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 社外監査役候補者であります野崎由紀子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とします。
5. 「所有する当社株式の数」には、2026年4月30日現在の役員持株会における持分を含めた実質的株式数を記載しております。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を補填することとしております。ただし被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても補填されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。候補者が監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、2027年4月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

独立役員の選任基準

- ① 当社グループの業務執行者（業務執行者でない取締役、監査役等を含む）ではないこと
- ② 当社グループを主要な取引先とする者又は当社グループの主要な取引先ではないこと
- ③ 当社グループの主要借入先ではないこと
- ④ 当社グループから、役員報酬以外に法律、財務、税務等に関する専門的なサービスに対する対価として多額の金銭その他の財産を得ていないこと
- ⑤ 当社グループの会計監査人又は会計参与である公認会計士ではないこと
- ⑥ 当社グループから多額の寄付を受け取っていないこと
- ⑦ 当社グループが主要株主又は当社グループの主要株主ではないこと
- ⑧ 当社グループと株式の持合い関係がないこと
- ⑨ 当社グループと役員との相互派遣関係がないこと
- ⑩ 上記②から⑨が法人等の団体である場合は当該団体に所属する者ではないこと
- ⑪ 上記①から⑨の近親者（配偶者又は二親等内の親族）ではないこと
- ⑫ 上記④及び⑥の金額は1千万円超とする

ご参考：スキルマトリクス

地位・役職等	ジェンダー	社外性	企業経営に関する知見	業界知見			マーケティングに関する知見	国際性に関する知見	労務人事に関する知見	財務会計に関する知見	法務・ガバナンスに関する知見	技術に関する知見	専門性 業務関連性のある資格
				5Gインフラ支援	5G生活様式支援	企業・クリエイター 5GDX支援							
石田 宏樹 代表取締役社長	男性		●	●	●	●	●	●				●	
清水 高 取締役副社長	男性			●	●					●	●		
取締役会	柴田 巧 常務取締役	男性	●	●	●			●				●	
	和田 育子 取締役	女性		●	●				●	●	●		
	米谷 信彦 社外取締役	男性	●	●	●		●	●	●	●			
	竹田 青滋 社外取締役	男性	●	●	●	●	●						
	土岐 英秋 社外取締役	男性	●		●		●	●	●			●	
	篠 秀一 常勤監査役	男性		●						●	●		
監査役会	松岡 彰洋 常勤社外監査役	男性	●	●						●	●		
	山口 勝之 非常勤社外監査役	男性	●	●				●			●		弁護士
	野崎 由紀子 非常勤社外監査役	女性	●							●	●		公認会計士
合計		6	7	6	6	2	4	5	3	6	7	3	

上記は、各人のすべてのスキル・経験・能力・その他の知見や素養を表しているものではありません。
各項目の「経験」は該当する業務や役職に、原則として通算3年以上従事したものを指します。

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2023年5月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)に規定されるものをいいます。）の一つとして、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）（以下「現行プラン」といいます。）を導入することを決議し、2023年7月27日開催の当社第23回定時株主総会（以下「第23回定時株主総会」といいます。）において、株主の皆様にご承認をいただいております。

現行プランの有効期間は、第23回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっておりますが、当社は、現行プラン発効以降の法令等（下記に定義されます。）の改正、買収への対応方針に関する議論の動向等も踏まえ、2026年6月18日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、基本方針を維持することを確認した上で、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、現行プランに所要の調整を行った上で（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）、継続することを決議いたしました。当社は、2026年5月21日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、株式会社CountUpの株式取得に関連する事項について特別調査委員会を設置し、現在調査を継続しておりますが、本プランの継続は、当該調査対象事項に関する調査、事実認定又は評価とは独立して、現行プランの有効期間が本総会の終結の時をもって満了することを踏まえ、当社株式等に対する大規模買付行為等（下記Ⅲ.2.(1)①に定義されます。以下同じとします。）が行われる場合に、株主の皆様において多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保する観点から決定したものです。なお、本プランによる買収への対応方針の継続に当たり、趣旨の明確化を含む表現の修正等を行っておりますが、本プランの基本的な枠組みは現行プランを維持しており、主として近時の実務・法令・指針等を踏まえた明確化及び所要の調整を行うものです。

また、本プランによる買収への対応方針の継続につきましては、本取締役会において、独立社外取締役3名を含む当社取締役全員の賛成によって承認されるとともに、独立社外監査役1名を含む当社監査役3名全員⁽¹⁾が出席し、異議がない旨の意見が表明されております。

本プランは、本総会において、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、現行プランはそれを条件として本プランに改定されるものとします。つきましては、買収への対応方針を本プランとして継続することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本プランの内容は下記のとおりです。

なお、会社法及び金融商品取引法その他の法令、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等（総称して、以下「法令等」といいます。）に改正（法

令等の名称の変更や旧法令等を承継する新法令等の制定等を含みます。以下同じとします。) があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に承継する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとしします。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為等であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係の維持を困難にするおそれがあるものや、当社定款に定める当社の企業理念に著しく反する考え方に基づくもの等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案において、大規模買付行為等により、当社グループの企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれが存する場合など、当社グループの企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、大規模買付者（下記Ⅲ.2.(1)①に定義されます。以下同じとします。）は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令等及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社グループの企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じる必要があると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社グループの事業内容

当社グループは、「Being The NET Frontier! (Internet をひろげ、社会に貢献する)」という企業理念を掲げ、インターネットに関わるコアテクノロジーの開発や大規模ネットワークシステムの運用で培ってきた技術力の蓄積を強みとして、主に法人向け、個人向けにインターネット関連サービスを提供しております。

2. 企業価値向上に向けた取組み

当社グループでは、2021年4月期からの10年間を「5G/Web3/AIの普及から発展の10年」と位置づけ、本中期経営計画（下記に定義されます。）をはじめとした経営計画を遂行していくことによる継続的な成長を企図しております。

前中期経営計画『Silk VISION 2024』においては、様々な投資を行うことでグループとしての競争力向上とグループ一体での事業運用に努め、また、5G/web3/AIに着実に対応してきた結果、多くの事業

シードを作り出すことができるようになりました。続く2025年4月期から2027年4月期においては、通信とAIのトレーサビリティや約束ごとの確実な実行において得られる“信用（Trust）”を核とした「通信生まれのweb3（5G+AI）実装企業」をテーマとし、web3の根幹技術となる独自開発のブロックチェーンとAIを駆使しつつ、その社会実装に向けた取り組みをより一層推進することを目標とした中期経営計画『SILK VISION 2027』（以下「本中期経営計画」といいます。）を遂行しております。

当社グループの主力事業である通信回線事業の顧客においても、単なる消費者への回線提供サービスだけではなく、IoT（Internet of Things：モノのインターネット）を主力サービスとする事業者が増加してくるなど、複合的な技術的ニーズが高まってきております。そのような社会的な要請に対して、長年通信インフラの提供ノウハウを培ってきた当社グループには、「通信生まれ」であり、かつ顧客に対して「プラットフォーム」を提供できる稀有な存在であると自負しております。

本中期経営計画においては、このような「通信生まれ」という強さを活かしつつ、web3自体をどのように丁寧に社会実装していくか、という課題に積極的に取り組んでおります。既存領域と新規事業の両者にバランス良く投資を行い、例えば、当社グループの成長を担ってきた回線サービスにweb3を活用した新しい価値を追加していく、クリエイターDXの分野でアジアを中心とした海外展開を進めていくなど、新たな価値創造を行い、グループを一体化することによってさらなる高収益化を目指しております。

また、2025年1月にはソフトバンク株式会社と資本業務提携を行い、TONE IN戦略に基づいたweb3/AIの社会実装のさらなる推進・加速化や、当社の連結子会社である株式会社ギガプライズとの緊密な連携による住宅市場での競争力拡大などを推進しており、今後更なる協業に向け取り組んでおります。

なお、当社では、第25回定時株主総会にて株主の皆様にご賛同いただいたとおり、定款第2条に（企業理念の実践）を追加させていただいており、その中で、大要、株主の皆様を含むすべてのステークホルダーが当事者意識をもって経営に参画することを求め、会社としても、社会的な責務を果たすことで信頼を醸成し、もって企業価値を向上させることを目指すことを掲げております。

以上のとおり、本中期経営計画の達成を目指すとともに、今般の本プランによる買収への対応方針の継続についても、当社グループが企業理念に則った持続的な成長を行っていくために不可欠であるとの位置づけのもと、より一層、当社グループの企業価値を向上させていくことで、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの方々のご期待に応えてまいります。

3. コーポレートガバナンスの強化

① コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、高度な技術力とサービス開発力を軸として、魅力ある価値創造企業を目指しています。また、企業価値の最大化を図り、企業の社会的責任を果たしていくためには、透明性が高く環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立とコンプライアンス遵守の経営を追求することが不可欠であると考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役による相互監視及び監査役による監査により、経営の監視・監督機能の確保が行える

ものと考え、取締役・監査役制度を採用しております。また、複数の社外取締役及び社外監査役を任用することにより、業務執行役員等への監視・監督の強化を図っております。そして、5G/Web3/AI時代を見据えた役員のスキルポートフォリオの体制整備を進めており、技術分野及び国際性の領域でのスキルポートフォリオを拡充するため、その面に長けた社外取締役の登用してまいりました。

取締役会は、月に1度の開催を定例としつつ必要に応じ随時開催し、広い見地からの意思決定、業務執行の監督を行っています。また、法令・定款・取締役会規則に定める事項のほか幅広く報告し議論し決議しています。なお、取締役会には、監査役4名⁽²⁾も出席し、取締役の業務執行について監査を行っています。

監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役2名⁽³⁾で構成されており、月に1度開催しています。各監査役は、監査役会で策定した年間監査計画に基づき重要な会議に出席するほか、業務及び各種書類や証憑の調査を通じ取締役の職務執行を監査しております。なお、監査役、内部監査室及び会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなどの連携により、監査機能の向上に努めています。

また、毎年外部機関による客観的な取締役会の実効性評価を実施しており、経営戦略やリスク管理、コンプライアンス等、外部機関から指摘のあった点については改善計画を作成し、それを実行していくことで、着実に改善を図り企業経営の質の向上を推し進めています。

③ その他

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレートガバナンス体制の詳細につきましては当社コーポレートガバナンス報告書 (<https://freebit.com/profile/gov.html>) をご参照下さい。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランによる買収への対応方針継続の目的

当社は、上記Ⅰ.のとおり、大規模買付者に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社及び当社グループ固有の事業特性や当社及び当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社グループの企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、大規模買付者による当社の支配株式の取得が当社グループの企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、当社及び当

社グループ固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該大規模買付者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記2.(1)⑤に定義されます。以下同じとします。）の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収への対応方針の継続が必要であるとの結論に達しました。

なお、本プランによる買収への対応方針の継続決定に当たり、当社は、経済産業省に設置された企業価値研究会が2005年5月27日に公表した「企業価値報告書」、同研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」並びに東京証券取引所が2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」等の買収への対応方針に関する議論を踏まえつつ、透明性・流通市場への影響等も含め総合的に検討し、その結果として、本プランにより買収への対応方針を継続することが最善の選択であるとの判断に至ったものです。

また、2026年4月30日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」とおりです。

2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

(1) 本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付行為等

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する若しくは該当する可能性がある当社株式等

の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付け行為等」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合を適用対象とします。大規模買付け行為等を行い、又は行おうとする者（以下「大規模買付け者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等⁽⁴⁾について、当社の特定の株主の株式等保有割合⁽⁵⁾が20%以上となる買付けその他の取得⁽⁶⁾
- (ii) 当社が発行者である株式等⁽⁷⁾について、当社の特定の株主の株式等所有割合⁽⁸⁾及びその特別関係者⁽⁹⁾の株式等所有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得⁽¹⁰⁾
- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁽¹¹⁾を樹立する行為⁽¹²⁾（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

② 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付け者には、大規模買付け行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付け者が大規模買付け行為等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により、日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただくとともに、大規模買付け者が会社その他の法人である場合には、大規模買付け者の代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書、大規模買付け者の定款、履歴事項全部証明書（又はそれらに相当するもの）並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

- (i) 大規模買付け者の概要
 - (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (ロ) 大規模買付け者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じとします。）及び監査役（又はそれに相当する役職。以下同じとします。）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴
 - (ハ) 大規模買付け者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容
 - (ニ) 大規模買付け者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び究極的な実質支配株主（出資者）の概要
 - (ホ) 国内連絡先
 - (ヘ) 大規模買付け者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法

- (h) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合
- (ii) 大規模買付者が現に保有する当社株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式等の取引状況
- (iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁽¹³⁾ その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。当社取締役会は、本必要情報を受領した場合、直ちにこれを独立委員会に対して提供します。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日⁽¹⁴⁾（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(h)の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会又は独立委員会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会又は独立委員会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます（かかる判断に当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。）。なお、本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報の提供が十分になされたとき当社取締役会又は独立委員会が認めるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日は、本必要情報の提供が十分になされたとき当社取締役会又は独立委員会が認めない場合でも、大規模買付者が情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとします（ただし、大規模買付者からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。以下「必要情報提供期間」といいます。）。

なお、大規模買付行為等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか又は間接であるかを問いません。以下同じとします。）、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンド若しくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国

法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下「ファンド等」といいます。) の場合又は大規模買付者が実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。) の詳細 (沿革、具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、事業内容、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法 (以下「外為法」といいます。) 第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、並びに過去10年以内における法令違反行為の有無 (及びそれが存する場合にはその概要)、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験及び今後の競業可能性等の詳細に関する情報、並びに役員の氏名、過去10年間の経歴及び過去における法令違反行為の有無 (及びそれが存する場合にはその概要) を含みます。)

- (ii) 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム (グループ内部統制システムを含みます。) の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- (iii) 大規模買付行為等の目的 (意向表明書において開示していただいた目的の詳細。なお、支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後における当社株式等の第三者への譲渡等又は重要提案行為等を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)、方法及び内容 (経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対象となる当社株式等の種類及び数、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社株式等の数及び大規模買付行為等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性 (大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容)、大規模買付行為等の完了後の当社株式等の保有方針並びに当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
- (iv) 大規模買付行為等の対価の算定根拠及びその算定経緯 (算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容及びその根拠、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称及び当該第三者に関する情報、意見の概要並びに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (v) 大規模買付行為等の資金の裏付け (資金の提供者 (実質的提供者 (直接であるか間接であるかを問いません。)) を含みます。) の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、並びに関連する取引の具体的内容を含みます。)

- (vi) 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無並びに意思連絡がある場合にはその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要
 - (vii) 大規模買付者及びそのグループによる、当社株式等の保有状況、当社株式等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社株式等の貸株、借株及び空売り等の状況
 - (viii) 大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
 - (ix) 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社株式等に関し担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該合意の具体的内容
 - (x) 大規模買付行為等の完了後に企図されている当社及び当社グループの経営方針、大規模買付行為等の完了後に派遣を予定している取締役候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策及び資産活用策等（大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
 - (xi) 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び地方公共団体その他の当社及び当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
 - (xii) 大規模買付者と当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
 - (xiii) 大規模買付者が濫用的買収者（下記⑤(ii)に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面
 - (xiv) 大規模買付行為等に関し適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
 - (xv) 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性
 - (xvi) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細
- なお、当社取締役会は、適用ある法令等に従って、大規模買付者から大規模買付行為等の提案がなさ

れた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会又は独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合（なお、提供を要求した情報の一部が提出されない場合においても、不提出につき合理的な説明がなされていると判断した場合には、本必要情報の提供が完了したものと取り扱う場合があります。）又は必要情報提供期間が満了した場合には、当社は、その旨を適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。なお、下記④に記載のとおり、当該開示の日の翌日から、取締役会評価期間（下記④に定義されます。）が起算されることとなります。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間（いずれも本必要情報の提供が完了したと当社取締役会若しくは独立委員会が判断した旨又は必要情報提供期間が満了した旨を当社が開示した日の翌日から起算されるものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株主等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付行為等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は当社取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（延長の期間は最大30日間とします。）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令等に従って株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下同じとします。）等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令等に従って適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

当社は、現行プランにおいて、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保するため、当社社外取締役若しくは当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員

会（以下「独立委員会」といいます。）を設置しているところですが、本プランにおいても、当該独立委員会を継続します。なお、独立委員会規程の概要は別紙2「独立委員会規程の概要」に、現行プランの本プランへの改定時点の独立委員の経歴等は別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴（五十音順）」に、それぞれ記載のとおりです。本プランによる買収への対応方針の継続以後の独立委員の任免・交替等につきましては、任免・交替等の対象となる独立委員以外の独立委員全員の同意を得て、当社取締役会が決定するものとします。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続に従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(i) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動その他必要と考える事項を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為等が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の中止又は発動の停止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(ii) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、例えば以下(i)から(ii)までに掲げる事由（これらに該当する者を、総称して、以下「濫用的買収者」といいます。）によ

り、当該買付け等が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

- (イ) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合ないし当社株式等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にあると判断される場合
- (ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っているとして判断される場合
- (ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っているとして判断される場合
- (ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売抜けをする目的で当社株式等の取得を行っているとして判断される場合
- (ホ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社株式等を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社株式等を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものであると判断される場合
- (ヘ) 大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式等の売却を強要するおそれがある（いわゆる強圧性がある）と判断される場合
- (ト) 大規模買付者の提案する当社株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の本源的企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (フ) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保

又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

- (リ) 大規模買付者が支配権を取得する場合における当社グループの企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合における当社グループの企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (ル) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (ロ) その他(イ)から(ス)までに準じる場合で、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとし、

なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措置の発動の要否や内容等について株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を、下記⑦の方法により招集することができるものとし、

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとし、例えば、対抗措置として新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行う場合において、割当てを受けるべき株主が確定した後に、上記(i)又は(ii)に該当した場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を受けた上で、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は、本新株予約権の無償割当てを中止することとし、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社が当該本新株予約権を無償取得（当社が本新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は本新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

⑦ 株主意思確認総会の招集

大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合、当社取締役会が本プランによる対抗措置

を発動することの可否について株主の意思を確認するために株主意思確認総会を開催すべきと判断したときには、当社取締役会は可及的速やかに株主意思確認総会を招集します。また、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合であっても、当社取締役会が、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置発動の決議を行う場合には、当社取締役会は可及的速やかに株主意思確認総会を招集します。これらの場合には、当社取締役会は、議決権を行使できる株主の範囲（近時の裁判例や大規模買付行為等の態様等も踏まえて、適切な範囲を決定することを予定しております。）、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適用ある法令等に従って開示いたします。株主意思確認総会の決議は、当該株主意思確認総会に出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。当該株主意思確認総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為等に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととします。なお、当該株主意思確認総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為等に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主意思確認総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合で、当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は株主意思確認総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

⑧ 大規模買付行為等の開始可能時期

大規模買付行為等は、取締役会評価期間経過後（上記⑦の株主意思確認総会が招集される場合においては、当該株主意思確認総会において対抗措置の発動議案の否決及び当該株主意思確認総会の終結後）にのみ開始することができるものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として本新株予約権の無償割当てとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

本プランに基づき発動する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件又は(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新

株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当事者が所有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了時点において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴い合理的に必要な範囲で、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って速やかに開示いたします。

3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」並びに東京証券取引所が有価証券上場規程の改正により2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収への対応方針に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とするこ

とにより、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、株主・投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

当社は、取締役会において決議された本プランによる買収への対応方針の継続を本総会において議案としてお諮りすることを、併せて当社取締役会で決議しております。また、上記2.(3)に記載したとおり、本プランは、本総会においてご承認いただいた後も、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。加えて、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守している場合には、対抗措置の発動の決定に関して必ず株主意思確認総会を招集するものとしております。従いまして、本プランの存続には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示の徹底

当社は、上記2.に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役若しくは当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、独立委員会の判断が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとしております。

さらに、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこととし、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2.に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(3)に記載のとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の

決議により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本プランの効力発生時に株主及び投資家の皆様に与える影響

現行プランの本プランへの更新時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランの効力発生時に本プランが株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2.(1)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないこととなるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、例外事由該当者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあるほか、例外事由該当者の有する本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得することもあります。以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令等に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以上

- (注 1) 2026年6月18日付「監査役候補者選任に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社社外監査役である矢田堀氏は同日付で辞任しているため、本取締役会に参加しておりません。なお、新たに野崎氏が社外監査役として、本総会の承認を経て、本総会を開催予定の2026年7月23日付で就任する予定であるため、野崎氏就任後は当社の監査役は4名となる予定ですが、矢田堀氏の辞任から野崎氏の就任までの間は、当社の監査役は3名となります。
- (注 2) 上記注1記載の事情により、矢田堀氏の辞任から野崎氏の就任までの間は、監査役は3名となっております。
- (注 3) 上記注1記載の事情により、矢田堀氏の辞任から野崎氏の就任までの間は、非常勤監査役は1名となっております。
- (注 4) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注 5) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株式等保有割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）、弁護士並びに会計士その他のアドバイザー、(ハ)当該特定の株主又は上記(イ)に該当する者が直接又は間接に投資助言その他これに準ずる影響力を行使する者（当該投資助言その他これに準じる影響力の対象となる者並びに当該者が無限責任組合員（GP）として関与する投資事業有限責任組合その他の投資ビークルを含みます。）並びに(ニ)当該特定の株主、上記(イ)、(ロ)又は(ハ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株式等を譲り受けた者は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含み

- ます。以下同じとします。)とみなします。また、株式等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとしします。
- (注 6) 売買その他の契約に基づく株式等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注 7) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとしします。以下(ii)において同じとします。
- (注 8) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとしします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、株式等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとしします。
- (注 9) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注 10) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注 11) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、別紙4に定める基準に従い行うものとしします。なお、別紙4に定める基準は、法令の改正や裁判例の動向等に基づき独立委員会の決議によって適宜合理的な範囲内で変更される場合がございますが、その場合、速やかに開示いたします。
- (注 12) 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとしします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要なとされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- (注 13) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。
- (注 14) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

当社の大株主の株式保有状況

(2026年4月30日現在)

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	出資比率(%)
石田 宏樹	3,645	16.70
アルプスアルパイン株式会社	3,511	16.09
UHPartners 2 投資事業有限責任組合	1,779	8.15
ソフトバンク株式会社	1,600	7.33
光通信KK投資事業有限責任組合	1,208	5.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	986	4.51
UHPartners 3 投資事業有限責任組合	609	2.79
株式会社オービックビジネスコンサルタント	450	2.06
村井 純	288	1.32
南角 光彦	250	1.14

- (注) 1. 2026年4月30日現在の株主名簿を基準として、発行済株式（2026年4月30日現在の自己株式1,591,685株を除きます。）の総数に対する持株数の割合を記載しております。
2. 持株数は千株未満を、出資比率は小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

以上

別紙 2

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
 2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役若しくは当社社外監査役又は(2)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
 3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
 4. 独立委員会は、各取締役又は各独立委員会委員が招集する。
 5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
 6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
 7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
- 各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社グループの企業価値ないし株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
 9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用により、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴（五十音順）

氏名	竹田 青滋（たけだ せいじ）	1960年4月16日生
経歴	1984年4月	株式会社毎日放送入社 報道局
	1991年6月	同社テレビ営業局
	1999年4月	同社東京支社テレビ編成部
	2010年4月	同社東京支社テレビ制作部
	2015年6月	同社大阪本社編成局長
	2017年6月	同社コンテンツビジネス局長
	2019年6月	株式会社GAORA 常務取締役
	2021年6月	同社代表取締役社長
	2023年7月	当社社外取締役（現任）

氏名	土岐 英秋（どき ひであき）	1962年12月30日生
経歴	1988年4月	インテル株式会社入社
	2009年12月	同社技術本部統括技術部長
	2010年6月	同社技術本部副本部長
	2011年6月	同社技術本部本部長
	2012年6月	同社執行役員
	2017年10月	同社アジア太平洋地域統括 技術推進本部・技術本部ディレクター・本部長
	2017年11月	同社技術本部執行役員常務
	2021年4月	同社第2技術本部執行役員常務
	2023年7月	当社社外取締役（現任）

氏名	松岡 彰洋（まつおか あきひろ） 1959年10月7日生	
経歴	1984年4月	国際証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社
	2001年4月	同社公開引受部長
	2009年5月	同社コンプライアンス統括部利益相反管理室長
	2012年2月	株式会社大戸屋ホールディングス入社 経営企画部副部長
	2014年4月	同社経営企画部長
	2015年6月	同社執行役員経営企画部長
	2016年6月	同社取締役経営企画部長
	2021年7月	当社社外監査役（現任）

(注) 当社との関係について

- ・ 当社は、竹田青滋氏、土岐英秋氏及び松岡彰洋氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- ・ 各委員と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

共同協調行為等の認定基準

- ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
 - ※ 以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社及び子会社（当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。）、特定株主グループの役員及び主要株主を含むものとする。
- 1) 当社株式等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株式等の取得又は重要提案行為等の買取に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
 - 2) 取得した当社株式等の数量が相当程度の数量に達しているか
 - 3) 当社株式等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株式等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買取に向けた行動が開始された時期に近接し、又は本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
 - 4) 市場における当社株式等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株式等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株式等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
 - 5) 当該特定の株主が株式等を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株式等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
 - 6) 上記5)の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
 - 7) 上記5)記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び当該特定の株主（並びに当該認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じて

- いるとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれほどの程度か
- 8) 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
 - 9) 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員（役員に相当する支配力を有すると認める者を含みます。）兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
 - 10) 当社に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10)を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。）
 - 11) 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11)を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。）
 - 12) その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び/又は親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
 - 13) その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当事者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。）。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件として、取締役会の決議に従い、本新株予約権の全部又は例外事由該当事者以外の株主が保有する本新株予約権のみを取得するこ

とができる旨の取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が保有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあり得ます。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

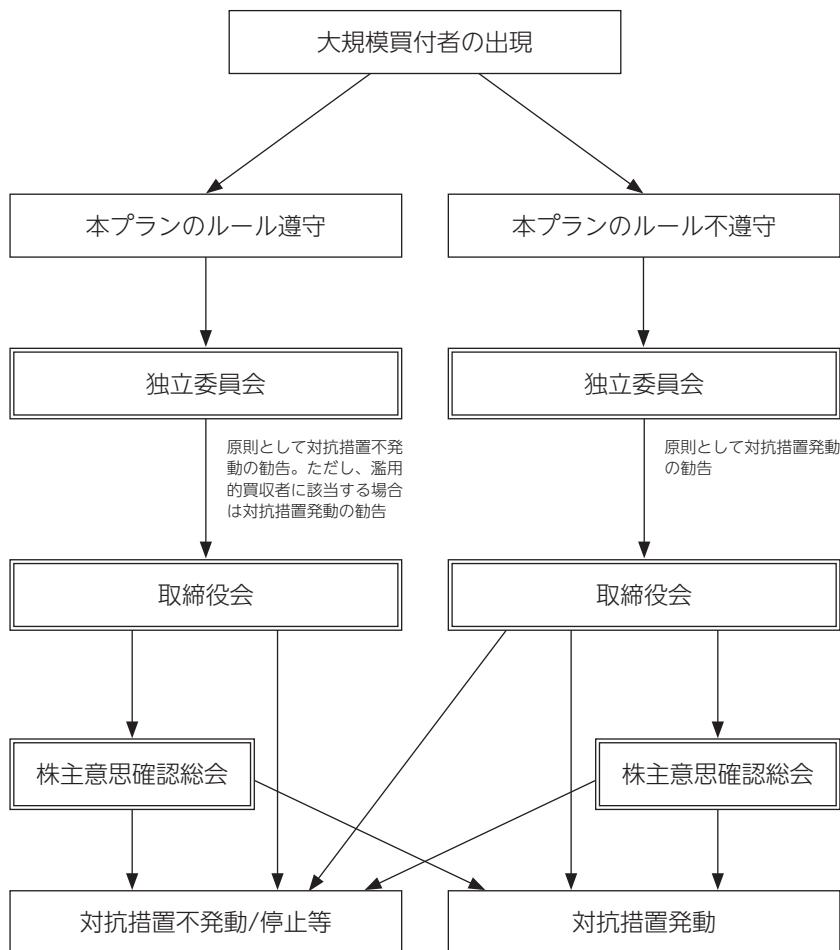
10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

(参考資料)

本プランの手の続の流れに関する概要



※ 本図は、本プランの手の続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本文をご参照下さい。

株主優待のお知らせ

2026年4月30日時点の当社株主名簿に記載又は記録され、5単元（500株）以上保有されている株主様に、右記のとおり株主優待ポイントを贈呈します。また「株主DAO」参加者様限定で優待ポイントアップ申請も可能です。

当社が開設するWebサイト内で、食品をはじめとした4,000種類以上の商品の中からポイント数に応じて交換することができます。

当社株式を継続保有される株主様は翌年へのポイント繰越ができますので、最大2年分の積算ポイントによる商品交換もご利用できます。

ご利用にあたっては、別紙「株主の皆さまへの株主優待のお知らせ」をご覧ください。

株主優待ポイント表

保有株式数	進呈ポイント	ポイントアップ
500株～999株	3,000 point	★4,500 point
1,000株～9,999株	6,000 point	★10,200 point
10,000株以上	10,000 point	★20,000 point

継続保有によるポイント繰越で、より高ポイントの優待商品と交換することができます。

- 2026年4月30日時点の株主名簿に記載又は記録された当社株式を5単元（500株）以上保有する株主様を対象とします。
- ポイントは、次年度へ繰越することができます（1回のみ）。
- ポイントを繰越す場合、4月30日時点の株主名簿に同一の株主番号で連続2回以上記載又は記録されていることが条件となります。4月末日の権利確定日までに、売却やご本人様以外への名義変更及び相続等により株主番号が変更された場合、当該ポイントは失効となり、繰越しはできませんので十分にご注意ください。

優待商品の一例をご紹介します

※写真はイメージです。また、優待商品は変更になる場合がございます。

3,000 point～



4,000 point～



6,000 point～



10,000 point～



株主優待のお知らせ

web3をいち早く体験できる新しい株主還元 フリービット株主DAO

“フリービット株主DAO”は、株主様のスマートフォンがブロックチェーンの1つとなり、お手元でweb3を簡単にご体験いただけるweb3スターターキットです。

これは、当社が独自開発したモバイルブロックチェーン「TONE Chain」を活用して運営される、株主様向けの新しいコミュニティとなっており、当社グループが行うステークホルダーコミュニティ実証実験「One Vision」における取組みの1つです。

“フリービット株主DAO”にご参加いただくと、株主様ご自身のスマートフォンが「TONE Chain」の一部（ノード）として機能し、ブロックチェーン上でデータの処理や確認を行う重要な役割を担います。

詳細につきましては、別途お送りする案内状をご覧ください。

◆フリービット株主DAOアプリ



※所定のお手続き後、フリービット株主DAOアプリをダウンロードしてご参加いただけます。

※フリービット株主DAOアプリは、以下のOSがダウンロードされている端末でご利用いただけます。

■ iPhone : iOS16以降 ■ Android : Android11以降

株主総会会場ご案内図

会場

渋谷マークシティ内 渋谷エクセルホテル東急6階 プラネッツルーム

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
連絡先 03-5457-0109 (ホテル代表)
<https://www.tokyuhotels.co.jp/shibuya-e/access/index.html>

交通のご案内

● JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン 東京メトロ銀座線

▶改札口から2階連絡通路を経てマークシティへ
3階エクセルホテル専用エレベーターで6階会場へ

● 東京メトロ半蔵門線・副都心線 東急東横線・田園都市線

▶地上へ出てハチ公口からマークシティへ
1階エクセルホテル専用エレベーターで6階会場へ

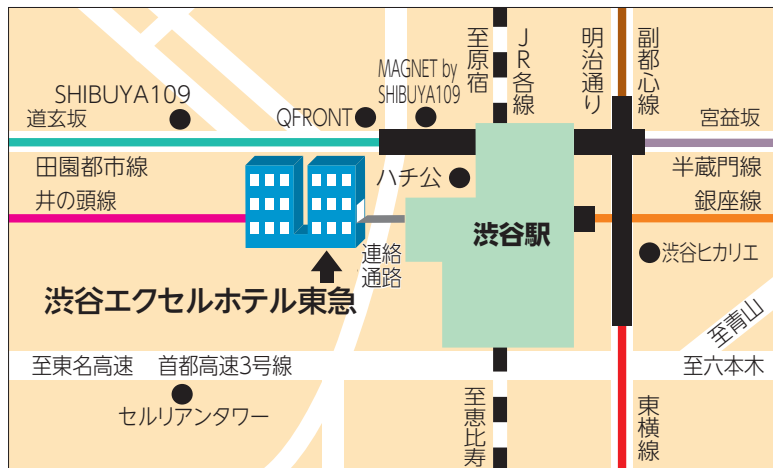
● 京王井の頭線

▶中央口から2階コンコースを経て3階へ
エクセルホテル専用エレベーターで6階会場へ

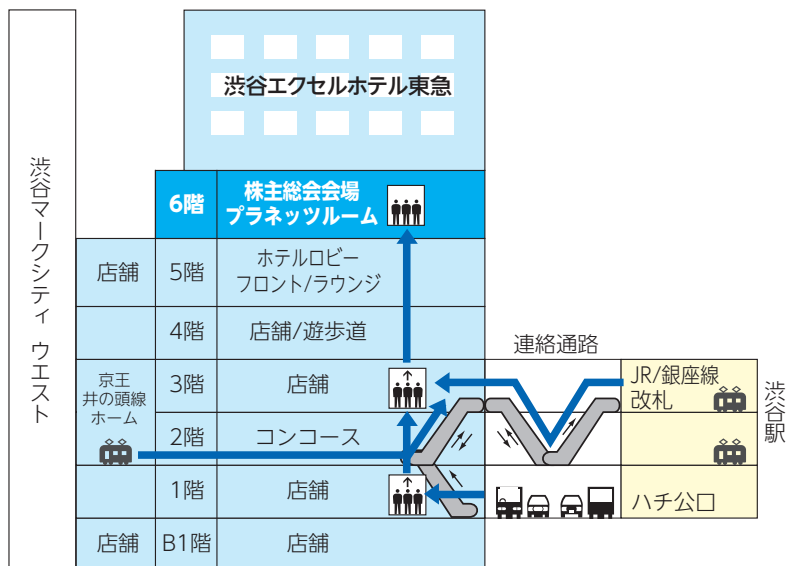
1階または3階からエクセルホテル専用
エレベーターにて6階にお越しください。
会場内で配慮を必要とされる方は、会場スタッフへ
お申し出ください。

アクセ

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。



渋谷マークシティ イースト



UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

